

龍馬学園校友会会則

第一章 名称と目的

(名称及び事務局)

第1条 本会は、龍馬学園校友会と言ひ、事務局を龍馬学園内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第二章 事業

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 総会及び役員会の開催
2. 会報・会員名簿の発行
3. 母校との連絡事項
4. その他、本会の目的に必要な事業

第三章 会員

(会員)

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員 龍馬学園の卒業生、及びかつて在籍した学生で役員会において承認された者
2. 特別会員 龍馬学園の現教職員、講師、及びかつての教職員、講師等で役員会において承認された者

第四章 役員

(役員構成と選出方法)

第5条

名誉会長	1名		
会長	1名	会計幹事	1名
副会長	3名以内	監査	1名
幹事	10名以内		

1. 名誉会長は龍馬学園理事長を推す
2. 会長は、正会員中より役員会において選考し、総会で承認を得る。
3. 副会長は、正会員中より会長が指名し、総会で承認を得る。
4. 幹事は、正会員及び現任教職員中より、現役員、教職員からの他薦にて選出し、役員会で承認を得る。
5. 会計幹事は、教職員会員から1名選出する。
6. 監査は、正会員より会長が指名し、総会で承認を得る。

(役員職務と権限)

第6条

1. 会長は、校友会を代表して会務を統治する。

2. 副会長は、会長を補佐して会務を統治し、会長の不都合のあるときは、その代理をする。
3. 幹事は、本会則所定の重要事項を審理し、本会の運営にあたる。
4. 会計幹事は、常時会計経理を行う。
5. 監査は、会計を監査する。

(役員任期)

第7条

1. 役員任期は5年とする。
2. 欠員によって補充された役員任期は、前任者の残存期間とする。

第五章 会議

(会議開催)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを召集する。

(総会)

第9条

1. 総会は出席会員の過半数によって決議する。可否同数のときは、議長がこれを決する。
 2. 総会には、委任により議決権を行使することができる。
 3. 臨時総会は、必要に応じ会長がこれを召集する。
- ただし、幹事の3分の1以上から要求があったときは、3週間以内にこれをひらかなければならない。

(役員会)

第10条

1. 定期の役員会は、毎年1回開催し、必要に応じて臨時役員会を実施する。
2. 役員会では次の項目を協議決定する。
 - (1) 予算決定の承認
 - (2) 役員改選
 - (3) 会則の変更
 - (4) 事業計画その他重要事項

第六章 事務局

(事務局設置)

第11条 本会の運営を円滑に行うために、会長のもとに事務局を置く。

(事務局業務委託)

第12条 事務局業務を、役員会及び学校法人龍馬学園が承認した企業に委託することができる。その場合、委託先所在地が学校法人龍馬学園外となることは妨げない。

第七章 会計

(会計)

第13条 本会の運営は、会費・預金利息・寄付金・その他雑収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会費)

第 15 条

1. 正会員は、終身会費として 5,000 円納めなければならない。
2. 会費を納入しない者は、会員たる権利を行使することはできない。
3. また、会費は経済変動などのやむを得ない事情のあるときは、役員会の審議を経て変更することができるものとする。

(財産管理)

第 16 条 本会の財産は、すべて会計幹事がこれを管理する。

第八章 会員名簿

(会員名簿の利用目的と取扱い)

第 17 条

1. 会員名簿に関しては、会員個人が自己の情報の取り扱い状況を把握でき、また必要な関与ができることを原則とする。
2. 校友会事務局は個人情報漏えい防止のため、データの安全管理に努めなければならない。
3. 会員名簿は校友会会員以外の第三者に提供することを禁止する。ただし、校友会の円滑な運営のために必要であり、一定の個人情報保護管理基準を満たした企業に対して、役員会承認した場合は、その提供を妨げない。
4. 校友会会員は会員名簿が校友会活動の利用目的の範囲で、正確な内容となるよう努めなければならない。

付則

この規則は、昭和 63 年 3 月 13 日より実施する。

付則

この規則は、平成 4 年 10 月 1 日より実施する。

付則

この規則は、平成 16 年 1 月 17 日より実施する。

付則

この規則は、平成 23 年 8 月 20 日より実施する。

付則

この規則は、平成 25 年 4 月 26 日より実施する

付則

この規則は、平成 28 年 4 月 21 日より実施する